

## 砂防指定地等管理条例による許可を受けた行為等の着手・完了届について

三重県砂防指定地等管理条例による許可を受けた行為等の実施に伴って、着手届及び完了届等を提出してください。

また、今後、許可を受けた内容に変更が生じる場合は許可内容の変更申請を行っていただく必要がありますので、ご注意ください。

### 1. 着手届

#### (1) 提出期日

工事に着手しようとする日の遅くとも前日までに提出してください。

#### (2) 必要書類

次の書類を各1部提出してください。

着手届

許可書の写し

位置図

許可標識の写真（標識様式は別添のとおり。なお、着手届の段階で写真添付が困難な場合は、完了届の方に添付してください。）

なお許可標識は、条例・規則に基づき、行為等の期間中、行為等をする土地の見やすい場所に、別添の様式により、標識を設置してください。

### 2. 完了届

#### (1) 提出期日

行為等が完了した日から10日以内に提出してください。

#### (2) 必要書類

次の書類を各1部提出してください。

完了届

許可書の写し

位置図

工事写真（ ）

次の写真を添付してください。

- ・着手前がわかるもの
- ・行為の内容がわかるもの
- ・完了後がわかるもの（複数の方向からの撮影等により、状況が把握できるようにしてください。）